

# 令和元年 第7回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和元年11月25日(月)				
開催場所				坂戸市役所 201 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 2 時00分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 4 時29分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 19名		欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	武藤 幸雄	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	

## 会議件名及び顛末

- 会長 委員の皆様ご苦労様です。  
現在の出席農業委員11人、欠席委員0人であります。  
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第7回農業委員会を開会いたします。
- 会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。  
それでは会議を開きます。
- 議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。  
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。  
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、5番中里委員、6番武藤委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し  
議題とします。

1・2番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1、2番とも譲受人が同一人でありますので一括説明させていただきます。譲受人は、現在株式会社組織として農業経営を行っておりますが、農地を購入できる農地所有適格化法人ではなく一般法人のため、個人名義で農地を購入するものです。1番の申請地は、小沼の譲受人のビニールハウスの隣の田です。2番の申請地は、8筆で、内訳は、石井地内の田6筆、赤尾地内の田2筆であり現地調査の結果、いずれも稲刈り後の切株が残っており農地として適正に利用されております。譲受人は米作を中心とする担い手農家で、経営規模を拡大するため申請地を購入するものであり、農地法第3条の許可要件に該当するものと考えております。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1、2番 三芳野地区高橋農業委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席1番 譲受人は、稲作を中心に大規模な農業経営を行っている法人であり、今回購入する農地については、長年譲受人が借受け耕作していた農地であります。  
また、1、2番の譲渡人ともいずれも高齢のうえ後継者がいないことから、農地を手放すことになったものであります。小委員会では特に問題はないであろうとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは採決を行います。  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。  
よって、議案第23号は、許可と決定いたします。

議 長 日程第三 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し  
議題といたします。

1から6番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番について説明します。譲受人は、戸宮のアパートに夫婦及び子供 2 人の 4 人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具等が増え、手狭になったことから住宅建築を計画したとのことです。

申請地の選定理由は、受人の勤務地が坂戸市千代田にあり申請地から車で 5 分、夫の勤務地が川越市石原町にあり申請地から 20 分程で車通勤できること、譲受人の実家が東坂戸のため申請地より車で 5 分程と近いこと、申請地は現在の住まいから約 1 k m と近く環境の変化が無く安心して生活できること等とのことです。

申請地については、現地確認を行った結果、入り口部分が砂利敷となっていたため是正指導を行いました。本日代理人より連絡があり、確認した結果指導どおり是正されておりました。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は 10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、第 1 種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

2 番について説明します。譲受人は、伊豆の山町のアパートに夫婦 2 人で居住しておりますが出産を控え、家族が増えると現在の住宅では手狭になることから住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由は、実家が申請地の北側道路を挟んだ向かい側にあること、車が 3 台駐車できること通勤時間が今とほとんど変わらないこと等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

3 番について説明します。譲受人は、島田にある妻の実家で妻と子供 2 人及び妻の両親と弟の 7 人で住んでおります。子供の成長に伴い、7 人での暮らしでは手狭となったことから住宅を建築する計画をされたとのことです。

申請地の選定理由は、子供たちの学区が現在と変わらないこと、職場までの通勤距離が現在 15 k m、申請地からは 13 k m であり近くなること、現在の住まいである妻の実家まで 2.5km 車で 10 分程と近いこと、駐車場が 2 台以上確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流と

なっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

4番について説明します。譲受人は、実家に両親と弟妹の5人で住んでおります。現在の住まいは、弟妹も成長し家族5人で暮らすには手狭であり、また、現在の宅地は接道がないため住宅の建て替え等が出来ないことから、独立して申請地に住宅の建築を計画したとのことです。

申請地の選定理由は、塚越の実家に近いこと、職場が和光市にある本田技研工業であり現在と変わらず通勤できること、また、寄居町、小川町、狭山市にある支店へ通勤になっても、ほぼその中心地である坂戸市であれば通勤が可能であること、車3台を駐車できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

5番について説明します。譲受人は、川島町の自己所有の住宅に妻と子供の3人で住んでおります。現在居住する家は、築28年を経過し修繕が必要となったこと、住宅のある地区が、川島町洪水ハザードマップでは、荒川の堤防が決壊し浸水被害が発生した場合に想定される水深が1～2m未滿とされる地域で、さらに住宅北側に水路があり近年の大雨で浸水の被害に脅かされていること、敷地が狭く自家用車3台分の出入りに不便を感じていること等から現在の持ち家を売却し、申請地での住宅の建築を計画したとのことです。

申請地の選定理由は、譲受人の職場のある新座市、妻の職場のある坂戸市につきい花みず木、子供の職場のある坂戸市日の出町までの通勤距離が、現在より近くなること、家族ぐるみでお付き合いのある友人がにつきい花みず木に住んでおり行き来がしやすくなること。車3台を駐車できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は、10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、自己資金及び融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

6番について説明します。譲受人は、鶴ヶ島市の賃貸住宅に妻と子供2人の4人で住んでおります。子供の成長に伴い手狭になってきたことから住宅の建築を計画したとのことです。

申請地の選定理由は、妻の実家が塚崎にあり申請地に近いことから、子育ての協力が得られること、両親が高齢になったときには面倒をみられること。さらに、小・中学校も近くにあるため子育てがしやすい環境であること、車3台分の駐車スペースがあること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は、10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、自己資金及び融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 三芳野地区齊藤推進委員、2～4番 勝呂地区森田推進委員、  
5、6番 入西地区齊藤委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席16番 1番の譲渡人は、母親と2人で暮らしておりますが農業経営を行わないため農地を処分するもので、隣接地の住宅についても譲渡人による転用申請として審議していただいたものであります。入口部分の砂利敷については、22、23日に現場確認を行いました。雨が降っていた関係からか是正はなされていませんでしたが、事務局の説明によると本日は是正されたとのことでございます。申請地周辺には畑が広がっておりますが、転用により営農に支障を生じることが考えられないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席19番 2番の譲受人夫婦は現在アパートに住んでおりますが、子供が産まれると手狭になることから、実家の南側に妻の実家の土地を借受け住宅を建築するものです。譲受人夫婦は2人とも坂戸市内の学校に勤務しており通勤に都合が良いとの理由で土地を選定したとのことです。

3番の譲受人は、島田の妻の実家に親子4人で同居しておりますが手狭なため自己用住宅を建築するに至ったもので、譲受人はホンダに勤めており、通勤に都合が良いとの理由で申請地を選定したとのことです。

4番は、3番の隣接地であり、4番の譲受人は、市内の実家に親子5人で住んでいますが、手狭なうえに家が老朽化していることから申請地に自己用住宅を建築するものです。4番の譲受人の勤務先もホンダで通勤に便利のため申請地を選定したとのことです。いずれの申請地とも周辺に畑が点在する地域であり、ほとんど作付けが行われていない状況ではありますが、転用により営農に支障はないと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席11番 5番については、前回、前々回とご審議いただいている計画区域内の農地であり、10区画の内、今回が5区画目の申請となります。今回の場所は、周辺で一番低い場所で、水が集まるみず道が西から東へと農地内を通っており、そのみず道が申請地の北側に隣接していることから、開発に伴いこの水道が遮断される点が懸念されます。

6番の譲受人は、妻の実家の土地に住宅を建築するもので、妻の実家は申請地の近くにあり将来的なことを考え土地を選定したとのことです。申請地は、長年

耕作されておらず、また、申請地周辺は転用による自己用住宅の建築が進んでいる地域です。転用による営農への影響は考えられないことから小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

事務局 5番の素掘りのみず道の関係ですが、みず道を残すために、隣接地から30cm後退した場所を隣地境界とし、宅地部分にブロック擁壁を設け水がいかないような計画となっております。

議席 11番 30cmの後退部分については農地として残すことになるのか。

事務局 30cm幅の農地が地主の名義で残り、地主に管理してもらうこととなります。本来30cm幅の農地が残ることは好ましくないが近隣の農地への影響を考慮するとやむを得ないとの県の判断をいただいております。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは次に、7から10番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

7番について説明します。譲受人は、平成24年に貨物自動車運送業を行うため設立された法人です。現在、横沼地内の土地約1,632㎡を駐車場として借用し、28台の貨物車で事業を行っておりますが、駐車場が狭く、隙間なく駐車しているため、車の出入りが困難なことから、新たに駐車場を設ける計画を立てられたとのことです。

申請地の選定理由は、現在の駐車場を適正に運用するには、半数の14台を移動させる必要があるため、移動する14台が駐車可能な広さがあること及び現在の駐車場の近くであるとのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、雨水排水については地下への浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

8番について説明します。譲受人は、電子部品・情報機器の製造販売等を行う株式会社で、1980年に若葉工業団地内に坂戸事業所を開設し事業を行っております。現在の従業員駐車場は借地であり、土地所有者の都合により返還せざるを得ないこととなったため、急きょ新たな駐車場の確保が必要となったものです。

申請地の選定理由は、申請地は事業所まで徒歩5分と近く、従業員100台分の駐車場が確保できることとのことです。

なお、申請地につきましては、6月に譲渡人が高齢の父親から農地法第3条の許可を受け贈与されたものです。一般的に、農地法第3条の許可申請後は3年3作を指導していますが、今回は、農家世帯内での贈与による権利移転であり、第三者から新たに農地を取得した場合とは異なることから、やむを得ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、雨水排水については地下への浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

9番について説明します。譲受人は、昭和26年に坂戸地内に高等学校を開設した学校法人です。平成21年に戸宮地区にグラウンドを新設し、体育の授業及び野球部・サッカー部の部活動で使用しておりますが、敷地が狭く、サッカーコートと野球場が一部重複していることから、投球練習用のブルペンを設けられないため、グラウンドに隣接する申請地を取得し敷地拡張を行い、ブルペン及びサブグラウンドを整備するとともに、練習試合時に来訪する他校の生徒送迎用バスや応援等で来場される保護者の車を駐車するスペースが少ないため、駐車場も併せて拡張する計画を立てられたとのことです。

申請地の選定理由は、申請地は既存のグラウンド及び駐車場に隣接しており一体利用が可能であるとのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、農業振興地域整備計画における農用地区域として定められた区域内における農地でしたが、本年10月2日付告示により農用地区域から除外されております。

なお、除外後における農地区分は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則36条に該当すると考えられます。

また、一般基準のうち、資力については、全額を融資で賄い、雨水排水については地下への浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられますが、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者として、本申請内に坂戸市が所有する水路用地が含まれていることから、水路用地の占用又は使用について坂戸市の同意が必要と考えますが、同意に関する証拠書類は提出されておられません。このことについて、代理人を通じ確認したところ、この水路用地は、将来的に譲受人がグラウンド周辺に管理道路を整備して市に移管する際、水路用地を道路用地に付け替えられるよう、現在、譲受人と坂戸市で協議中であると伺っております。

以上のことから、現時点においては、農地法第5条第2項第3号に規定する申請地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意が得られていないと考えます。

10番について、説明します。譲受人は、昭和60年より坂戸市南町に本社を置き、坂戸市萱方にリサイクルセンターを設けて産業廃棄物運搬・処分、再生砕石製造販売等の事業を行っている法人です。譲渡人は、数年前まで稲作を行っていましたが、コンバイン・田植え機等を処分したため申請地は休耕田となっております。農地改良を行う理由は、申請地は、周りより低く水はけが悪いため野菜の栽培に向かない農地であるため、客土を入れその上に耕作土を被せて周辺道路より20cm程高くかさ上げを行う計画とのことです。農地改良後は、大豆、ジャガイモ、大根等を栽培する予定とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、農地改良による一時転用を目的とすることから、農地法施工令第4条第1項にある第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

また、一般基準では、目的達成の妨げとなる権利を有する者はなく、隣接農地の所有者及び関係団体・機関の同意又は許可を得て、農地改良等の取扱いに関する要綱第4の1各4号にも留保されており、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれ

はないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

事務局 9番について補足説明をさせていただきます。申請地内に市の管理地である水路がありますが、今回の計画は水路を含めた計画となっていることから、管理地の取扱いについて市の許可が必要となりますが、この土地の扱いについては、現在市と譲受人の間で協議中であり、結論に至っていない状況であります。

また、既存のグラウンドは平成21年転用しましたが、このグラウンド内にも市の道路用地が含まれておりが、この部分については、譲受人が外周道路を整備し市に寄付することで同意が得られた旨の報告を担当から受けており、その後協定を締結することとなります。今回の申請地内の管理用地の取扱いについては、既存部分の付け替えが終了した後となると担当から話しを伺っております。

代理人にこの旨の報告をしたところ、現在手続きを進めているため代理人としては保留扱いを希望しておるとのことです。

また、県としては、条件を満たしていない限り不許可相当とすることはやむを得ず、いったん取り下げて、条件が整った時点で再度申請していただきたいとの意見がありました。

申請地内の水路につきましては、現在は活用されておらず廃止しても問題ないが権利上の関係の調整が必要となります。

17番 申請地内の水路を廃止しても田への水の確保に問題はないか。また、大雨の場合の水害対策としてはどうか。

事務局 水路につきましては、申請地の北東側に新たにコンクリート柵渠の水路を整備したため、申請地内の水路を廃止しても周辺農地の営農に支障を生ずることはないものと考えております。また、グラウンドの外周にも幅1m程度の水路が整備されております。

18番 基準を満たしていない申請を受付ける必要があるのか。

事務局 申請の段階で水路の扱いについて担当と協議し結論を出すよう指導をしてきましたが、今日まで結論に至っていない状況であります。また、取下げについても同時に指導していますが、あくまで指導であり最終判断は申請者側に委ねられてしまう状況であります。

議長 7から10番の議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

11番 9番の案件について、条件が整っていない案件について、委員会で判断する必要があるか。条件が整っていないものについては審議に値しないととらえた方が良いのではないか。

事務局 農地法の許可申請については、必要添付書類が添付されている場合、受付を拒否することは法違反となります。今回の場合、法定書類ではない資料が補完されないケースであり申請受付そのものはやむを得ないと考えており、受付けた内容により委員の皆さんにより審議していただくこととなります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区より、補足説明をお願いします。



(担当委員挙手)

7番三芳野地区齊藤推進委員、8・9番勝呂地区小島農業委員、10番入西地区根本委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席16番 7番の譲受人の会社は平成24年に設立し現在、埼玉県と茨木県に営業所がある運送会社です。譲渡人については、昨年相続により申請地を取得しましたが適正管理がなされず遊休農地となっておりました。申請地の東側の道路は4mで大型は通行できないため北側の圏央道の側道からの出入りとなります。近隣に住宅が何件もあり、騒音が気になります。申請の理由を考慮しますと転用はやむを得ないとの小委員会の意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席9番 8番については、譲受人である工業団地内にある会社の既存の従業員用駐車場の返還に伴い、代替の100台分の駐車場を確保するための申請であります。会社からの距離と必要面積を考慮すると転用はやむを得ないとの小委員会の意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

9番については、小委員会でも市有地の取扱いの結論がでない段階では、許可相当とすることはできず、条件が成就されるまで保留とするか、不許可相当とせざるを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席8番 10番については、申請地は水はけが悪いうえに側溝が申請地で止まっているため水が溜まり、農業用機械が出られなくなってしまう状況であります。農地改良により盛土をし畑に転換し、道路及び隣地に接する部分には素掘りを設け雨水対策を行うものであり、小委員会では、やむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 7から10番の議案の説明が終わりました。ご質疑等があればお願いします。

議席6番 10番の盛土については、道路より20cmとなっているが道路側が20cmで反対側も20cmとするのか、道路面を基準とし平らに盛土をするのか。

事務局 道路面から20cmの盛土に合わせその土地が平らになるよう盛土を行う計画となっております。また、対象地が2つの道路に面している場合は、低い方の道路より最高で30cmまでを基準とするよう県の要綱で定められております。

議席6番 この基準で行った場合、奥が相当盛土するようになり隣接農地の耕作に影響を及ぼすことはないか。

事務局 申請地は周りを水路に囲まれた土地で、水路より1mの距離を取りそこから勾配をつけるとともに、水路との境界の間に素掘りを設け水路に影響を与えない計画となっており、計画は県の要綱に該当するものであることから問題のないものと考えております。

議長 9番以外の案件について意見がなければ暫時休憩として9番についての意見をお願いします。

(意見なし)

議長 暫時休憩といたします。

議長 再開いたします。

それでは採決を行います。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、1番から8番及び10番については許可相当、9番については不許可相当と決定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第24号の1から8番及び10番は許可相当、9番については不許可相当と決定いたします。

議長 日程第4 議案第25号 農用地利用集積計画（案）についてを上程し、議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 令和元年11月分農用地利用権設定申出状況についてご説明します。

今月は更新月であったため更新対象90件に更新通知を郵送しました。

今月の申し出は、更新分が70件、202筆、面積174,595㎡、新規分が26件、98筆、面積90,125.73㎡です。

12月1日設定後の面積は、2,409,501.64㎡（約241.0ha）となります。

次ページに、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは採決を行います。

議案第25号 農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第5 議案第26号 農地利用最適化推進委員の辞任についてを上程し議題といたします。推進委員は坂戸市農業委員会会議規則第十条の規程に基づく議事参与の制限に該当しないとされておりますが、推進委員は審議の席で意見を述べることができますことから、議事参与制限の例にならない関係者でございます武藤推進委員には、退席をお願いします。

（武藤推進委員 退席）

議長 事務局より説明してください。

事務局 武藤推進委員より11月11日付けで会長あて辞任願いの提出がありました。推進委員さんの辞任については、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の同意をもとめることとなっていることから本案を提出させていただきました。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは採決を行います。

議案第26号 農地利用最適化推進委員の辞任について、同意する農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第26号は、同意することに決定いたします。

(武藤推進委員 着席)

議 長 辞任される武藤推進委員から一言ご挨拶いただきたいと存じます。

(武藤推進委員 挨拶)

(会長 挨拶)

議 長 ただいま、農地利用最適化推進委員の辞任について同意をいただきましたので、農地利用最適化推進委員に1名欠員が生じました。よって、直ちに、農地利用最適化推進委員の欠員の補充についてを、追加議案として上程いたしますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号に農地利用最適化推進委員の欠員の補充についてを追加議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 欠員補充に関する法律の規定はないため、欠員を補充するかどうかは委員会の判断によることから本案を提出させていただきました。

なお、農地利用最適化推進委員は、地区ごとに1名を選出していただき、その地区の農地の最適化及び農地パトロール等の活動に携わっていただくこととなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 議案第27号 農地利用最適化推進委員の欠員の補充については、補充すると決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます、

よって議案第27号は、補充すると決定いたしました。

今後のスケジュールについて事務局より説明してください。

事務局 (今後のスケジュールについて説明)

議 長 日程第6 報告第7号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(事務局その他について資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

議 長 以上で、令和元年第7回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。  
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年11月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員